

平成21年度第4号・第5号

謄
本

決 定 書

審査請求人

宮城県 [redacted]
早坂 百合江

宮城県 [redacted]
早坂 勇一

審査請求代理人

仙台市青葉区 [redacted]
[redacted]
杉山法律事務所

杉山 茂雅

仙台市青葉区 [redacted]
仙台中央法律事務所

小関 眞

仙台市青葉区 [redacted]
佐藤由紀子法律事務所

大久保 さやか

仙台市青葉区 [redacted]
県労連会館内
働くもののいのちと健康を守る宮城
県センター

富樫 昌良

原処分をした行政庁

仙台労働基準監督署長

上記審査請求人に係る審査請求事件につき、当労働者災害補償保険審査官は次のとおり決定する。

主 文

仙台労働基準監督署長が平成21年4月28日付けで審査請求人早坂百合江に対してなした労働者災害補償保険法（昭和20年法律第50号）による遺族

補償給付を支給しない旨の処分及び審査請求人早坂勇一に対してなした同法による葬祭料を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 審査請求の概要

1 審査請求の趣旨及び経過

(1) 趣 旨

審査請求人早坂百合江（以下「請求人・妻」という）及び審査請求人早坂勇一（以下「請求人・父」という）の審査請求の趣旨は、仙台労働基準監督署長（以下「監督署長」という）が平成21年4月28日付けで請求人に対してなした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という）による遺族補償給付等不支給決定に関する処分及び葬祭料不支給処分の取消しを求めるということにある。

(2) 経 過

請求人・妻（昭和39年7月27日生、女）の夫であり、請求人・父（平成17年4月10日生、男）の長男であった早坂勇希（昭和41年11月21日生、死亡当時41歳、以下「被災者」という）は、宮城県黒川郡大衡村に本社があるA社に雇用され、貨物自動車の乗務員として働いていたが、平成20年9月9日午前5時頃、仙台市内のA社関連会社のB社駐車場内に駐車していた自らが乗車する積載量4トンのクレーン搭載型貨物自動車（以下「4tユニック車」という）の助手席側サイドミラーのバーに荷造り用のビニール紐を結束して、総死しているのを発見された。

被災者の遺書はなかったが、死亡原因は自殺とみられたため、請求人両名は、被災者が業務上の事由によって精神障害を発病したことにより自殺したものであるとして、請求人・妻は遺族補償年金を、請求人・父は葬祭料を監督署長に請求したが、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人両名とも、審査請求の理由を、要旨、次のとおり述べている。監督署長は、被災者に長時間過重労働の存在とうつ病の発症を認めながら、総合評価を「中」として業務外認定を行ったことは不当であり納得がいかない。

なお、当審査官は、これらの各審査請求について併合して審理する必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第14条の2の規定によりこれらを併合して審理することとしたものである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、請求人の審査請求を棄却するとの決定を求める旨の意見書を提出し、その理由として、要旨、次のとおり述べている。

(1) 業務上疾病による事由と認めるためには、認定基準である判断指針では以下の要件のいずれも満たすことが必要とされている。

ア 対象疾病に該当する精神障害を発病していること。

イ 発病前6か月の間に、客観的に発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められること。

ウ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により発病したとは認められないこと。

(2) 調査の結果、下記のとおり判断する。

ア 被災者は、平成20年8月頃うつ病に発病していたと認められる。

イ 業務による心理的負荷となる出来事については、「判断指針」における心理的負荷評価表④身分の変化等に該当し、具体的出来事は「非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別を受けた」に該当し、心理的負荷の強度は「Ⅱ」に該当するが、同じ事業部に所属している社員すべてが該当したことから「Ⅱ」を「Ⅰ」と修正した。

次に、心理的負荷表⑥対人関係のトラブルにも該当し、具体的出来事は「上司とのトラブルがあった」に該当し、心理的負荷の強度は「Ⅱ」に該当するが、上司は誰にでも厳しく接している等から「Ⅱ」を「Ⅰ」に修正した。

さらに、出来事に伴う変化等については、自動車運送業ということで拘束時間が長い勤務、不規則な勤務、恒常的な長時間労働が認められたことから、総合評価は「中」程度と判断した。

ウ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、調査の範囲からは不明である。

エ 以上のことから、業務による心理的負荷は「強」とは認められず、精神障害を発病させるおそれのある程度の心理的負荷とは認められないことから、請求を受けた遺族補償年金及び葬祭料について不支給とすべきであると判断した。

4 争点

本件の争点は、請求人の疾病が業務上の事由に該当するか否かにある。

5 審査資料

本件の審査資料は次のとおりである。

(1) 請求人の提出した資料

- ア 労働者災害補償保険年金一時金給付等不支給決定通知書 写
(甲第1号証)
- イ 委任状
(甲第2号証)
- ウ 意見書(労働時間の算定について)
(平成21年8月6日 審査請求代理人 富樫昌良提出)
(甲第3号証)
- エ 意見書(別紙)
(平成21年8月6日 佐藤真司提出)
(甲第4号証)
- オ 被災者の勤務内容の変化に関する請求人・妻作成文書
(平成21年12月26日付け)
(甲第5号証)
- カ 陳述書(平成21年12月29日付け 請求人・父作成)
(甲第6号証)

(2) 原処分庁の提出した資料

- ア 遺族補償年金支給請求書(平成20年11月4日受付) 写
(乙第1号証)
- イ 葬祭料請求書(平成20年11月4日付け) 写
(乙第2号証)
- ウ 不支給決定通知書(平成21年4月28日付け) 写
(乙第3号証)
- エ 保険給付調査復命書(厚生労働事務官内海直美作成
平成21年4月24日復命) 写
(乙第4号証)
- オ 精神障害等の業務起因性判断のための調査票 写
(乙第5号証)
- カ 意見書の提出について
(宮城地方労災医員協議会精神障害等専門部会部会長作成
平成21年3月18日付け) 写
(乙第6号証)
- キ 聴取書(被聴取人 請求人・妻 平成20年12月12日付け)

- ク 聴取書（被聴取人C 平成21年1月26日付）
（乙第7号証）
- ケ 聴取書（被聴取人D 平成21年1月28日付）
（乙第8号証）
- コ 聴取書（被聴取人 請求人・父 平成21年2月10日付）
（乙第9号証）
- サ 聴取書（被聴取人E 平成21年3月13日付け）
（乙第10号証）
- シ 調査書（被聴取人F 平成21年2月12日付け）
（乙第11号証）
- ス 請求人妻からの提出資料
（平成20年11月5日・12月5日、12日付け
平成21年1月15日付け、平成20年11月11日付け
平成20年12月5日付け、平成21年1月15日付け
平成21年1月28日付け） 写 8通
（乙第12号証）
- セ 会社案内 写
（乙第13号証）
- ソ 会社組織図、従事者数 写
（乙第14号証）
- タ 就業規則抜粋 写
（乙第15号証）
- チ 被災者の履歴書 写
（乙第16号証）
- ツ 適性診断表（平成17年10月26日付け）写
（乙第17号証）
- テ 定期健康診断結果個人票 写
（平成15年5月～平成20年5月）
（乙第18号証）
- ト 貸金台帳 写
（乙第19号証）
- ナ 貸金支払い形態（平成20年12月9日受付）写
（乙第20号証）
- ニ 出勤簿（平成20年3月～平成20年9月）写
（乙第21号証）
- （乙第22号証）

(3) 当審査官の作成した資料

- ア 聴取書（被聴取人 請求人・妻 平成21年8月24日付け）
（丙第1号証）
- イ 事跡書（平成21年8月31日 当審査官作成）
（丙第2号証）
- ウ 聴取書（被聴取人F 平成21年12月11日付け）
（丙第3号証）
- エ 聴取書（被聴取人D 平成22年2月11日付け）
（丙第4号証）
- オ 聴取書（被聴取人G 平成22年2月11日付け）
（丙第5号証）
- カ 聴取書（被聴取人C 平成22年2月1日付け）
（丙第6号証）
- キ 聴取書（請求人父 平成22年2月11日付け）
（丙第7号証）
- ク 被災者に係るチャート紙（タコグラフ）添付の運転日報
（平成19年9月分～平成20年9月分）
（丙第8号証）
- ケ 被災者に係る運転日報（平成19年1月分～8月分）
（丙第9号証）
- コ 点呼記録簿（平成20年1月分～9月分）写
（丙第10号証）
- サ 会社作成の労働時間集計表（被災者・請求人・父、労働者D、C
平成20年1月分～9月分）写
（丙第11号証）
- シ 被災者に係る賃金集計表（平成20年1月分～9月分）写
（丙第12号証）
- ス 被災者に係る労働時間等を書き込んだチャート紙及び運転日報
（平成20年1月分～9月分）写
（丙第13号証）
- セ 事跡書（平成22年1月22日 当審査官作成）
（丙第14号証）
- ソ 労働時間集計表（平成22年2月17日 当審査官作成）
（丙第15号証）
- タ 事跡書（電話録取書）（平成22年2月19日 当審査官作成）

- チ 事跡書（電話録取書）（平成22年2月22日 当審査官作成）
（丙第16号証）
- ツ 事跡書（平成22年3月2日 当審査官作成）
（丙第17号証）
- テ 富山県の気象災害（平成20年） ホームページ印刷
（丙第18号証）
- ト 意見書の提出について
（宮城地方労災医員協議会精神障害等専門部会部会長作成
平成22年4月7日付け）
（丙第19号証）
- （丙第20号証）

6 参与の意見

参与4名のうち、2名は「取り消し」相当、2名は「審査官の意見に一任する。」との意見であった。

第2 判断

1 判断の要件

別紙のとおり

2 認定した事実と結論

(1) 認定した事実

ア A社の概要と被災者の所属関係

被災者を雇用していたA社は、宮城県黒川郡大衡村に本社を置き、他に仙台市内等に営業所を設ける貨物自動車運送業であり、平成20年11月当時で労働者数は、企業全体で約270名程度である（乙第15号証）。

同社は、第1事業部～第3事業部までの事業部制をとっており、第1事業部が、積荷を特定しない一般貨物運送事業であり、被災者が所属していたのは、この第1事業部で60名程度が所属していた（丙第3号証）。

なお、A社は、いわゆる同族会社であり、社長はじめ会社役員は親族で占められており、被災者や請求人・父も社長はじめ会社役員らと親戚関係にある（乙第12号証）。

イ 被災者の業務内容と指揮命令関係

平成20年当時、被災者は、4tユニック車の乗務員であり、専ら一人乗務で、荷が特定されない一般貨物運送に従事していた。勤務形態は原則として日勤勤準で、運行区間は主として東北地方であった。

また被災者は、上記の業務の外に、第1事業部の乗務員DやG等と大型スーパーマーケットの冷凍食品売り場のショーケース搬入、取り付け、解体、搬出等の特殊作業（以下「搬入等作業」という）の業務にも従事していた。ただし、搬入等作業は、毎日あるものではなく、季節的に変動のある業務である（乙第8号証、丙第3号～6号証）。

被災者には職名はなく、また特に部下はおらず、日常の業務指示又は運行管理は、第1事業部担当取締役E部長及び業務課C主任より受けていた（乙第8号証、第11号証、丙第3号証）。

第1事業部で、搬入等作業を行う労働者は、3名のみで、通常2名程度が組になって従事するが、人員が必要な時は、アルバイト等を臨時で雇うものである。なお、平成19年11月に退職している請求人・父も退職前は搬入等作業担当者だったこともあり、退職後も非常勤ながら同作業に被災者と従事していた。

ウ 被災者の労働条件

被災者の雇用契約書又は雇人通知書は存在しないが、審査資料から判明する被災者の労働条件は、次のとおりである（乙第5号証、乙第7号証、乙第14号証、乙第16号証、乙第20～22号証、丙第8～10号証）。

- (ア) 契約期間：毎年契約を更新している事実はないので常用である。
- (イ) 所定労働時間：就業規則上は、1年単位の変形労働時間制で、日勤勤務の場合、始業8：30終業17：30、休憩時間は1時間であり1日の所定労働時間は7時間30分である。実態は、始業、終業時刻とも毎日異なり、出退勤管理は、車庫のある本社の点呼係が行い、かつ本人が運転日報に出庫時間及び帰庫時間を記載して会社に提出する。なお、塩釜市内の被災者の自宅から本社までの通勤は自家用車で、片道約45分である。
- (ウ) 所定休日：就業規則上は、日曜日、夏期休暇（盆休）、年末年始ほか別に定めるとあるが不明である。実態は、概ね日曜日が休日のほかは、会社の運行管理にまかされている状況であるが、出勤簿等から判断すると、日曜日、祝日及び月1日の土曜日が休日に指定されている。なお、法令上は、日勤勤務者は1日7時間30分の所定労働時間であるから、1年単位の変形労働時間制を運用すると、年間88日、月平均7.3日

程度の休日が必要となる。

- (エ) 賃金形態：① 基本給 日給であり、日額×出勤日数
② 運送収入 荷主・行先に応じた歩合給
③ 作業給 時間額×搬入等作業・移動時間
④ 割増 日曜日の出勤に、日額×1.35
他の休日出勤に、日額×1.25

上記①～④が月ごとに支払われる。

エ 被災者の精神障害発病と死亡嘆因

(ア) 被災者に出現した心身の症状

被災者の症状の変化については、請求人・妻ほか請求人側の提出資料の証言が詳しいが、証言内容は、要旨、次のとおりである（乙第7号証、乙第9号証、乙第13号証）。

a 請求人・妻

- (a) 2回目の富山行きである平成20年6月14日以降疲れが抜けないと言い出した。さらに、3回目の富山行の後は、疲れた、つらい、つらい、と言っていた。
- (b) 平成20年7月26日の子供の幼稚園の盆踊り大会で、フランクフルト等が出されたが、「食欲がない」と言って食べなかった。
- (c) 平成20年7月27日の出勤時より、食べられないから弁当の量を半分にしてほしいと言われた。また、家でもご飯の量が半分になり、おかずも減った。
- (d) 平成20年の盆休み前には、疲労や食欲不振のため、かかりつけの内科の受診を勧めたが、嫌だと言った。しかし、5日程度のお盆休みには家族と過ごし元気になった。
- (e) 平成20年5月頃より被災者の体重が減少し、5月に71kgあった体重が9月6日の測定では、64kgに減少していた。
- (f) 平成20年のお盆過ぎ頃から、シャンプーや床屋も嫌がり、身だしなみにも気を使わなくなってきた。
- (g) 平成20年9月8日の出勤前に、「俺寝てたか」と聞くので「寝てたよ」と答えると「ここんどこ眠っても眠ったようでないんだ、疲れているんだよな」と言っていた。
- (h) 亡くなる前日の夕刻の夫からの電話では、「車のリコールが入ったから、夕食までは帰れない。いつ修理が終わるかわからない。明朝1時に出ないとならないから今日は帰れない。こちら（仙台市宮城野区日の出町）から行くから。」と怒っていた。

b 会社の同僚乗務員D

亡くなる3、4日前まで一緒に働いていたが、変化に気づかなかつた。他の仲間には、食欲がないと言っていたようだ。

c 被災者の同級生 I

平成20年9月4日の午前6時31分に福島県浪江町の現場から電話をもらい、「今日は朝3時から働いている。体がきつい。」と話していた。

d 請求人・妻の叔母 S

請求人・妻宅によく遊びに行ったが、被災者は工作中よく電話連絡をしてきたが、平成20年の盆明けに行ったとき、10分位の間に、何回も繰り返し電話がかかってきたので異常に感じた。

e 被災者の高校の同級生 Y

平成20年8月中旬に私の家に来た時は、5月に会って以来だったが、本人には言わなかったが、非常に疲れている様子だった。

(イ) 被災者の死亡原因

a 請求人・妻の遺族補償年金支給請求書添付の死体検案書の内容は、要旨、次のとおりである（乙第1号証）。

(a) 死亡したとき：平成20年9月9日 午前5時頃

(b) 死亡したところ：仙台市若林区〇〇

(c) 施設の名称：B社駐車場内

(d) 死亡原因：縊頸による窒息死（短時間）（手術・解剖なし）

(e) 死亡の種類：自殺

(f) 手段及び状況：上記駐車中にユニック車の助手席側サイドミラーのバーに荷造り用ビニール紐を結束して首を吊って死亡しているのを午前7時20分B社の従業員が発見した。

b 前日から死亡するまでの行動

被災者は、死亡前日の9月8日の午前3時48分に点呼を受けて、本社のある大衡村を出発し、山形県内で荷降ろし等を行い、4tユニック車のリコールによる修理のために本社に戻らず午後4時頃に仙台市内のデイラーに行き、修理が終わるまで待機していたものと思われるが、チャート紙によると午後8時頃から15分程度の走行記録が見られることから、リコール終了後、直線距離で約3k先のB社駐車場まで行って、翌朝まで駐車していたものと推定される（丙第8号証）。遺書は確認されない（乙第5号証）。

なお、被災者は前日夕刻に、請求人・妻に電話で翌日は午前1時に塩釜の自宅を出ないとならないので、自宅に戻らない旨伝えているが、会社の役員Fは、「（被災者の死亡当日は）大衡本社の点呼が午前8

時頃で、仙台市内に午前10時頃まで行く予定でしたから、奥さんに、「うそをついたと思っています。」と申し立てており、請求人・妻の申し立てと一致しない（丙第3号証）。

(ウ) 宮城地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）の医学的見解

被災者の精神障害発病の有無については、専門部会は、要旨、次のとおり意見を述べている（乙第6号証）。

a 被災者は、精神科への通院歴がないものの、「お盆明けごろから疲れる、眠れない、食欲が下がってきた、口数も減った。」と請求人・妻が聴取内容で述べている。

この後、被災者は、平成20年9月9日午前5時頃に自殺した。

b 被災者に現れたこのような症状は、ICD-10診断ガイドラインに照らして判断すると、「F32うつ病エピソード」（以下、「本件疾病」という。）とみなすのが妥当と考えられ、発病時期は、平成20年8月頃と推定される。

オ 発病おおむね6か月前の出来事

専門部会は、被災者の精神障害の発病時期を平成20年8月頃と推定しているが、発病前おおむね6か月の間に被災者の発病に関与したと思われる出来事について、請求人側の申し立てる内容を、判断指針の「職場における心理的負荷評価表」（以下「表1」という）の「具体的出来事」にしたがって整理し、認定した事実は、次のとおりである。

(ア) 請求人側の申し立てる被災者に生じた出来事及び労働時間等の実態

a 出来事の類型①「悲惨な事故や災害の体験」

請求人・妻は、「平成20年7月27日、28日3回目の富山行きがあったのですが、この時は富山県でゲリラ雨が発生し、…凄まじい雨で前も見えず休んでも怖くて眠れなかったと話していました。」（乙第7号証）、「ゲリラ豪雨があってもものすごい恐怖体験をした後に「疲れた、ひどい、ひどい」というようになりました。」（丙第1号証）と平成27日から28日に、富山県射水市への運行を契機として、被災者が眠い、疲れたが口癖のようになったと申し立てている。

また、後述する燃料タンクの容量半減に伴う心配とあいまって「給油スタンド確保の心労と燃料切れの不安と恐怖、次の富山行き予定が9月と10月に予定されていることを伝えられていて、配車されたら……絶対行かないと強く言っていた。」と上記富山への運行体験が強い心理的負担になったと申し立てている（乙第7号証、乙第13号証）

以上の出来事は、表1の出来事の類型①「事故や災害の体験」の具

体的出来事「悲惨な事故や災害の体験をした」に分類される。

b 出来事の類型③「仕事の量・質の変化」

- (a) 請求人・妻は、被災者の乗車車両が平成20年春頃、4tユニック車に変更されたことで、燃料タンクが、変更前の車両の200ℓから100ℓに半減し、給油回数が増え、会社契約の給油所探しや遠回り経路を余儀なくされたことも加わり拘束時間が増加し、かつ燃料切れに神経を使う等の心理的負荷がかかっていたと申し立てている（乙第7号証、乙第13号証）。

この出来事は、出来事の類型③「仕事の量・質の変化」の具体的出来事「勤務・拘束時間が長時間化する出来事が生じた」に分類される。

- (b) 次に、請求人・妻は、平成20年3月頃から、これまでの東北地方中心の行き先だったところ、月1、2回単位で関東中部地方行きの運行が加わり、拘束時間が増加し、上記のような富山までの長距離運行の前後について十分な休息時間が与えられないというように、勤務内容の変化が生じた、と申し立てている（甲第5号証、乙第7号証、乙第13号証）。

この出来事は、出来事の類型③「仕事の量・質の変化」の具体的出来事「勤務・拘束時間が長時間化する出来事が生じた」に分類される。

- (c) 次に、請求人・妻は、上記（b）に関連して、平成20年3月頃より、被災者の車中泊が多くなり、「それまでより4～5日帰れない日がありました。」、「夫は、車中泊は辛く家の布団で体を伸ばして寝たいと何度も言っていました。」と申し立てている（甲第5号証）。

この出来事は、出来事の類型③「仕事の量・質の変化」の具体的出来事「勤務形態に変化があった」に分類される。

- (d) 次に、請求人・妻は「平成20年7月半ばから福島の大規模スーパーbが福島の浜通りに多く展開していたスーパーチェーンfを傘下に入れた関係で、f関係の陳列棚の搬入時間が急激に多くなって夫が亡くなる9月ごろまでその作業が続いたようです。今年の6月会社のF専務から聞いたところによると夫は会社からf関係の作業の責任者にされたそうで、そのことも負担になっていたと思います。」と申し立てている（丙第1号証）。

この出来事は、出来事の類型③「仕事の量・質の変化」の具体的出来事「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる変化があった」に分類される。

c 出来事の類型④身分等の変化等

請求人・妻は、被災者の賃金について、歩合給の歩合率が、平成2

0年1月分より切り下げられた見返りとして、減額分を同年8月盆休前日にボーナスとして支給される約束が履行されなかったこと、そのような不利益を受けたのは第1事業部の労働者だけだったことに被災者がショックを受けていたと、申し立てている（乙第7号証）。

これは、④身分の変化等の具体的出来事「非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた」に分類される。

d 出来事の類型⑥「対人関係のトラブル」

- (a) 請求人・妻は、会社の上司に当たり、搬入等作業の手配等を行う立場にあるE部長からは、被災者が日頃より暴言、叱責を受けていたが、「今年（平成20年）夏頃7月だったと思いますが、搬入を担当しているのが、自分以外は、定年した人と定年間近の人で、40代と若いのが自分ひとりで、最低でも二人一組です仕事だから、いずれ定年した人たちは働けなくなるんだろうから、若手の後継者の養成を希望し、相談したらE部長は「俺は来年3月で退職する。辞めるんだから、その後搬入の仕事が出来ようが出来まいが俺には関係がない。だから後継者を養成する気は無い。勇希がどうなろうと会社どうなろうと関係無い。」と足蹴にされたそうです。」「夫は、搬入の仕事がなくなれば、会社での自分の居場所がなくなると言い、不安に思っていました。」と申し立てている（乙第7号証、乙第13号証）。

この出来事については、出来事の類型⑥「対人関係のトラブル」の具体的出来事「上司とのトラブルにあった」に分類される。

- (b) 次に、請求人・妻は、上記cの出来事に関して、被災者は会社を改善するために平成19年に入社した役員Fを信頼していたが、平成19年12月末の説明会で、月額賃金を3万円程度切り下げの見返りとして、その減額分を8月の盆前のボーナスで支給すると約束していたのが、「期待していたが、何の説明も行われなまま支払われることがなかったので、酷く落胆していました。夫は、F氏を、とても信頼していたので、とくにF氏に裏切られたのは、ショックだった様子でした。」と上司の裏切り行為に心理的負荷を受けたと申し立てている（乙第7号証、乙第13号証）。

この出来事については、信頼していた上司に裏切られたとも申し立てていることから、及び出来事の類型⑥「対人関係のトラブル」の具体的出来事「上司とのトラブルにあった」に分類される。

d 請求人及び請求代理人の申し立てる被災者の労働時間等の実態

- (a) 請求人・妻の申し立て

上記の出来事で引用した以外で、請求人・妻が被災者の作業内容、

労働時間等の実態について、要旨、次のとおり述べている（乙第7号証、乙第13号証）。

- ① 夫の仕事は、フリードライバーとして、手積みのできない荷物を4tトラック車で運搬する仕事と搬入等作業で、同作業は、技術を要する肉体労働だった。
- ② 勤務時間は聞いたことがなく、現場着が何時と指定され、その時間に合わせて出発した。運送の仕事が終了すると、翌日の荷物を積み込んで、会社に行って点呼を受けて勤務を終了した。
- ③ 会社の休日カレンダーは、日曜日、祝日、隔週土曜日、年末年始だったが、カレンダーどおり休めず、2日連続祝日の場合は1日しか休めず、遠出のときは、日曜の午後から仕事に向かい、半日しか休めなかった。

(b) 審査請求代理人提出の意見書

審査請求代理人富樫昌良は、労働時間の算出について、要旨、次のとおりの内容の意見書を提出している（甲第3号証）。

- ① 労働基準監督署から、被災者の時間外労働について、平成20年3月分～8月分までは、1か月あたり40時間から60時間超程度と説明されたが、密度の低い待機時間等を控除してあり、誤りがある。資料として7月分～9月を提出する。

(資料概要)

平成20年7月1日～30日	総労働時間	336 : 30
	時間外労働時間	167 : 30

平成20年8月1日～31日	総労働時間	263 : 35
	時間外労働時間	92 : 55

平成20年9月1日～9日	総労働時間	89 : 30
	時間外労働時間	41 : 30

- ② 被災者は、一般の長距離トラック運転手と異なり、搬入等作業にも携わっており、密度の低い待機時間はほとんど存在しない。
- ③ 長距離走行の場合、一般に車の少ない深夜に走行し、途中1～2時間の仮眠や、トイレ、朝食休憩する程度で、特別な場合以外、一般道の走行が多かったため走行時間は長かった。
- ④ 夜間の搬入作業等は、閉店後から開店前までの作業で、明け方に若干の仮眠・休憩時間を取るのが常だった。

- ⑤ 日中の搬入作業等は、短時間作業を求められ、昼食休憩も30分程度が普通だった。
- ⑥ 被災者は、朝の点呼時刻より常に1～2時間前に出勤しており、2～3時などの早朝から勤務の場合は、明け方に1～2時間の仮眠・朝食休憩、昼1時間程度で仕事に従事していた。
- ⑦ 車中泊を伴う遠隔地の場合は、すべてが拘束された労働時間となるが、被災者の平均的な勤務は、昼食休憩は、30分～1時間足らず、夕食休憩時間、深夜の休憩1時間、明け方の仮眠、朝食休憩2時程度で業務に従事した。

(c) 被災者の義弟提出の意見書

同居していた被災者の義弟Mは、被災者の勤務内容について、要旨、次のとおりの内容の意見書を提出している（甲第4号証）。

- ① 私は、仙台市内のデパート内の運送関連部門に勤務していたが、地下食品売り場改装時に、兄は何度か搬入等作業に来ていた。
- ② 搬入等作業は、一般のトラック運搬業務の積み込み、荷下ろしとは違い、肉体労働と技術を伴う業務で誰でも出来る仕事ではない。きつい肉体労働で、通常は、運転担当者と違うものが行う。運転手が搬入等作業を行うのは、東北ではA社だけだと聞いている。
- ③ 兄の勤務状況について、以下の法令違反が見受けられた。
 - ・ 勤務終了後継続8時間以上の休憩時間がない。1日の拘束時間が16時間を超えていることが頻繁にあった。早朝より勤務し、そのまま青森等の遠方に行く。
 - ・ 平成20年夏頃には、夕方6時ごろ帰宅し、その日の夜9時頃出勤した。
 - ・ 12日以上連続勤務が何度かあった。
 - ・ 平成20年1月から9月までの休日は45日で、そのうちの数日は、トラック荷台の片づけや翌日の準備のため本社に出勤していた。
- ④ 平成20年のお盆中に兄から聞いていた悩みは、次のとおり。
 - ・ 遠出が多くなり、前年までの1年分までを、1か月で行くようになった。
 - ・ 遠出のスケジュールが直前までしか知らされない。
 - ・ 燃料タンクが100ℓと前に乗っていたトラックより小さく長距離が苦勞している。
 - ・ 賃金の歩合給が2割から1.8割に切り下げられ、減額分はお盆前にボーナスで支給されるとの約束が果たされず、F役員の裏切りにショックを受けていた。

- ⑤ 平成20年中の出来事と疲労の状況は、次のとおり。
- ・ 富山に行くようになって疲れが抜けなくひどい。6月と7月に合わせて3回富山に行った。
 - ・ 3回目の富山行の7月28日に富山地方気象台発表によると最大時間雨量110ミリの記録的な大雨で災害救助法の適用となる大雨で豪雨に合い恐ろしくて休めず、帰路の峠でヒヤリとすることが何度もあり、命を落とすのではないかと思った。

(d) 請求人・父の申し立て

請求人・父は、原処分庁及び当審査官作成の聴取書並びに審査請求後提出した陳述書で、要旨、次のとおり述べている（甲第6号証、乙第10号証、丙第6号証）。

- ① 私は、平成19年11月までA社に勤務し、長距離トラックの運転と搬入等作業を行った。搬入等作業は、勇希と一緒に行った。
- ② 退職後は、アルバイトとして、A社で搬入等作業を勇希と一緒に行った。作業場所への移動は、勇希の運転するトラックの助手席に乗って行った。
- ③ 搬入等作業は、基本的には夜間のお店閉店後に行うので、昼間の運送業務終了後に、翌日運送業を行う荷を荷台に載せて搬入等作業現場に向かい、同作業が終わり次第、運送業務に向かった。
- ④ 搬入等作業は、スーパーマーケットの冷蔵ケースが主対象だった。
- ⑤ 搬入等作業の作業手順は、以下のとおりである。
 - ・ 事前に搬入現場の図面等を見て、アルバイトの手配を依頼したが、大型スーパー等の場合にはA社の運転手4名が行った。
 - ・ メーカー側のトラックから寸法8尺～12尺、重量500kg～700kgある大型のケースを荷降ろしする。重いものは2tほどあり、搬入場所によっては分解して搬入した。
 - ・ 台車やレッカー等で店内に搬入し、ボルトをケースや壁に打ち込んで固定する。
 - ・ 既設のケースを廃棄する場合には、解体、搬出した後にトラックを手配し、廃棄処理施設まで運ぶ。
 - ・ 搬入等作業は、複数の店を行ったり来たりしなければならないこともあり肉体的にも大変で、建物を傷つけないように慎重に運ばねばならず、精神的にも辛い作業だった。
- ⑥ 搬入等作業の作業時間については、以下のとおりである。
 - ・ 搬入等作業は、新築を除いて、店の閉店時から開店時までの限られた時間に、短時間で終了することを要求された。開店が9時だと

すれば搬入作業後に配管業者等が待機しているので、午後11時から午前4時ころまでに終了しなければならず、日中の運送業務も行う場合、非常に大変な作業だった。

- ・ 搬入等作業のため移動するだけでも時間がかかった。福島、茨城、青森等東北6県や東北近隣の県等広範囲で、青森の場合は、一般道で約8時間かかった。

⑦ 勇希は、亡くなる前に富山に行ったが、ひと休みもしないで行ってきたと言っていた。

⑧ 手待ち時間には、仮眠をする人もあるが、順番によってはいつ呼ばれる分ならず仮眠もしてもらえないことがよくあった。

⑨ 運送業務の場合は、その日の積荷が終了するまで待機し、車を離れることもできないので、休憩時間ではなく待機時間であると思う。

(イ) 認定した具体的出来事に係る事実

a 出来事の類型①「悲惨な事故や災害の体験」

請求人・妻や義弟Mの申し立てる平成20年7月27日から28日にかけて富山県射水市への運行の帰路にゲリラ豪雨に会い、生命にかかわる恐怖体験をしたという出来事については、以下のとおりの理由で客観的な事実関係を認めることは困難である。ただし、上記の運行は、労働時間に係る事項で別途検討した。

(a) 富山地方気象台の発表資料によれば、平成20年7月28日に、前線の影響により1時間に70ミリを超える記録的な非常に激しい雨が降り、各地で土砂崩れにより道路が通行止めになった事実は認められる(丙第号20証)。

(b) 請求人・妻等の申し立てにより、被災者が運行終了後、家族に道路走行中に上記の大雨に遭遇して恐怖体験をした出来事を話していることから、大雨当日に、そのような心理的状況はあったことは推定されるものの、具体的な事故の体験や災害を目撃したという事実はなく、視界不良の中で走行したという体験のみをもって「悲惨な災害の体験」ということはできない。

(c) 上記の恐怖体験は、会社に報告されて周知の事実となっていることもない(乙第8号証、丙第9～10号証)。

b 出来事の類型③「仕事の量・質の変化」

(a) 被災者の運転していた4トンユニック車の燃料タンクが200ℓから半分の100ℓになった事実は認められるものの、被災者の乗務する車両が4トンユニック車に変更となったのは、平成19年9月中であるので、発病前おおむね6か月以内の出来事にあたらない(丙第9

号証、丙第18号証)。したがって、この出来事だけでは検討対象とならない。

- (b) 次に、平成20年以降、これまで東北地方を中心とする運行に関東や富山方面の長距離輸送が入り、拘束時間が増加し、反対に休息時間が減少したという事実を検討したところ、運行先が東北地方以外の日数、拘束時間、走行距離を月単位で比較すれば、下記のとおりである(丙第9号証、丙第14号証)。

	東北地方外日数	拘束時間 (時間:分)	走行距離 (km)
平成19年(年間)	12日	317(月平均)	5,583(月平均)
平成20年1月	0日	296:15	5,318
2月	4日	357:25	6,601
3月	3日	347:40	6,139
4月	0日	316:35	5,341
5月	3日	321:08	6,604
6月	4日	311:00	6,055
7月	2日	354:35	6,485
8月	1日	300:55	6,272

記録からは、平成20年には、富山県や静岡県等遠距離地が運行に組み込まれ、東北地方以外の地域への運行が前年よりも増加している事実は認められるが、大幅な増加傾向とはいえない。しかしながら、平成20年2月以降は拘束時間、走行距離とも前年平均より増加傾向にある。なお、関東圏への運行が増えた理由は、同僚のGは、被災者の車両が関東方面の排ガス規制に対応しているからと申し立てている(丙第5号証)。

- (c) 請求人・妻の平成20年3月頃より、家に戻らない日が増加したとする事実について記録を確認したところ、2労働日にわたる運行は下記のとおりである(丙第14号証)。ただし、顕著な増加傾向は見受けられない。

なお、車中泊については、同僚Gが、「仮眠は、時間も短いので、家で寝るより疲れるのは当たり前」と申したてており、当審査官も、車両を確認したが、奥行き185cm、幅65cmとかなり狭いスペースと硬いマットで、決して快適な空間ではないといえる(丙第2号

証)。

	回数	うち車中泊と推定される回数
平成20年1月	3回	3回
2月	6回	6回
3月	6回	5回
4月	6回	3回
5月	7回	6回
6月	6回	5回
7月	4回	4回
8月	2回	3回

(d) 請求人・妻が、平成20年7月半ば以降、福島のスーパージェーン f 関係の搬入等作業が増加して、責任者の立場になって負担になっていたとの申し立てについては、資料から8月半ば以降であることが確認されたが、その実態は、下記のとおり搬入等作業が福島いわき方面に集中している(丙第12号証、丙第15号証)。

なお、この時期の搬入等作業が責任者の立場になっていることを、同僚は必ずしも肯定していないが、役員Fは「指揮命令を行わせていた。」と申し立てている(丙第3号証)。

平成20年	始業・終業時刻	搬出入時間(h)	移動時間(h)	行先
8月18日	6:00~18:20	7.5	3.5	いわき
8月19日	3:00~16:30	1.0	8.5	浪江
8月20日	5:00~19:20	6.0	5.75	
8月21日	6:00~15:40	一般貨物運送		
8月22日	4:30~16:50	一般貨物運送		
8月23日	2:50~19:00	一般貨物運送		
週総労働時間		(67時間20分)		
8月25日	3:00~16:30	8.5	2.0	仙台
8月26日	3:50~16:00	一般貨物運送		
8月27日	2:55~18:00	9.5	4.0	(泊)いわき
8月28日	8:00~19:30	5.0	4.0	いわき
8月29日	5:00~16:40	4.5	8.0	富岡

8月30日	6:40~14:50	一般貨物運送			
週総労働時間			(61時間50分)		
8月31日	19:00~24:00	一般貨物運送			
9月1日	24:00~23:00	一般貨物運送			
9月2日	8:00~22:40	8.5	5.0	いわき	
9月3日	5:00~13:00	一般貨物運送			
9月4日	3:30~17:30	8.0	4.0	(泊) 富岡	
9月5日	8:00~20:10	8.0	4.0	富岡	
9月6日	6:20~12:30	一般貨物運送			
週総労働時間			(72時間)		

c 出来事の類型④「身分の変化等」

被災者・妻の申し立てる第1事業部所属労働者に対する賃金の減額と見返りとして約束されていたボーナスの不支給は、同僚の証言等から事実を認めることができる（乙第9号証、乙第20～22号証）。

なお、請求人・妻は、平成20年7月以降賃金の切り下げに不満を持ったトレーラーの運転手が相次いで退職したことも相まって、この時期以降、被災者が急激に会社へ不満を抱くようになった経緯を申し立てているが、出来事として認定できるのは、労働条件の切り下げに係る「不利益取扱いを受けた」出来事のみである。

d 出来事の類型⑥「対人関係のトラブル」

(a) 後継者育成の要請と拒絶

請求人・妻の申し立てる上司Eへの搬入等作業担当の若手人材要望を拒絶された件については、資料から、次の事実関係が推定される（乙第7号証、乙第11～13号証、丙4～5号証、丙第19号証）。

- ① 平成20年7月頃に、被災者からE部長に対して「搬入の仕事の若いのを育ててほしい。」と要望のあったが、Eは、搬入等作業は早朝や夜間作業で、かつ技術的にも1、2年の熟練が必要のため、人材確保ができない旨を被災者に伝えている。また、運行管理担当のCや同僚Gも、被災者がEに後継者育成の相談をしたこと、人材募集してもきつい仕事なので、応募がなく採用できなかったことを認めている。
- ② 平成20年当時、A社で搬入等作業を担当する労働者は、被災者のほか同僚D、Gおよび退職後に臨時に手伝う請求人・父の4名のみや、人数を要する作業時にはアルバイト等を使用していた。
- ③ 作業の指揮を行える技術を要するのは、上記の3名のみであり労働

働者D、Gともすでに60歳を超えており、A社を定年後に1年ごとに再雇用されている身分であり、正社員で搬入等作業担当者は、被災者のみであった。

- ④ 以上のことから、請求人・妻の申し立てる「Eから足蹴にされた。」という状況まではEが否定していることから確認できないものの、被災者の要請に対し、Eが否定的な回答をした事実は認めることができる。

(b) ボーナス不支給に係る上司への不満

本件については、賃金の切り下げや平成20年8月のボーナスの不支給については請求人・妻の申し立てるような事実関係は認められるが、このことに被災者個人が強く悩んでいたとしても、ボーナス支給を約束していた上司のFとのトラブルが周囲に明らかとはなっておらず、客観的に上司とのトラブルがあったと認定するのは困難である

(乙第7号証、乙第9号証、乙第13号証)。

(ウ) 認定した被災者の発病前の労働時間

被災者の労働時間については、運転日報、チャート紙(タコグラフ)、点呼記録簿、貸金集計表等の記録はあるものの、A社は、労働時間と休憩時間(仮眠時間を含む)を明確に記録させていなかったことから、チャート紙である程度明らかとなる運転時間以外の労働時間、すなわち積荷積降し等の荷役作業時間および手待ち時間は推定となる。ただし、被災者が行う特別な作業ともいえる搬入等作業については、別途賃金計算を行う必要から賃金計算表に記録がある(丙第8号~第11号証)。

A社の役員Fは、当初被災者のチャート紙で運転していない時間のうち搬入等作業時間や荷役作業時間として推定した時間以外の手空き時間をすべて休憩時間として当審査官に報告しているが、「記録がなく見ていたわけでもないので、あくまでも推定です。道路事情等で相手先に早く着きすぎて待機している時間を手待ち時間だと言われればその通りですが記録がない以上なんとも言えません。」と申し立てている(丙第3号証)。

また、運行管理担当者Cは、被災者の搬入等作業以外の一般の貨物運送の仕事の流れは、おおむね出発後荷降ろし場所に運搬し、午前中は前日積み込んだ荷を積み降ろし、それ以降は配車の連絡を随時電話連絡しながら、「複数の荷主のところの荷物を断続的に午後1時ころから午後5時ごろまで積み込み、その間にももちろん食事や休憩時間も入っています。積み込み時間まで手空きの時間は休憩をとるように言っていたのですが、現実に積み込み場所まで行って、荷主から待たされる時もありました。

休憩か手待ち時間かの区別はタコグラフからだけでは正確には出てきません。」と申し立てる（丙第5号証）。

さらに、同僚労働者D及びGらは、本人たちの労働時間集計においても手待ち時間が全く集計されないことに否定的であり、Dは、「時間調整のため長く得たされている時もあり、それは休んでいるように見えても手待ち時間と言ってもいいと思います。」と申し立てている（丙第4～5号証）。

なお、「休憩時間」の意義は、労働基準法第34条の解釈例規で「休憩時間とは単に作業に従事しない手待ち時間を含まず労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間の意であって、その他の拘束時間は労働時間として取り扱うこと。」（昭22・9・13基発17号）と示されており、貨物運送事業における手空き時間については、労働者の自由利用を就業規則等で明確に示されてあれば休憩時間として扱うことが可能とされている（昭29年10・6基収6051号）。

しかしながら、A社では、1労働日の休憩時間を1時間と定めているのみであり、拘束時間のうち会社で定める休憩時間以外の時間は、労働時間として取り扱わなければならない。ただし、被災者の労働時間を集計するうえで、2日にわたる運行で、仮眠等の休息時間と推定される時間や請求人側申し立てにもある早めに目的地に着いて食事等休憩していたと考えられる時間は、休憩時間と推定して差し支えないものとする（甲第3号証）。

以上の内容を踏まえ、当審査官は、あらためて被災者の平成20年1月以降の労働時間等を「労働時間集計表」として集計したが、その結果、被災者の平成20年以降の月間の拘束時間、総労働時間、1か月あたりの法定労働時間を超える時間外労働時間は、次のとおりと推定される。（丙第15号証）。

平成20年			
月	拘束時間	実労働時間	月間時間外労働時間
1月	296時間15分	243時間25分	66時間25分
2月	357時間25分	289時間15分	124時間15分
3月	347時間40分	295時間10分	118時間10分
4月	316時間35分	267時間55分	96時間55分
5月	321時間08分	267時間13分	90時間13分

6月	311時間00分	265時間50分	91時間50分
7月	354時間35分	296時間30分	119時間30分
8月	300時間55分	251時間10分	74時間10分

(注) 月間時間外労働時間数は、①(実労働時間)－②(当該月の暦日数／7×40)
 ②は、31日の月177時間、30の月171時間、29日の月(うるう年)
 165時間として算定した。

なお、原処分庁は、被災者の発病前おおむね6か月前の月間時間外労働を平均して60時間程度と集計しているが、手空き時間を明確な根拠もなく労働時間から除外しており、当審査官は、これを採用できない(乙第5号証)。

(エ) 被災者の発病前の労働時間に関して、他に判明した事実

a 始業・終業時刻が毎日異なること

請求人・妻は、「勤務時間は聞いたことがなく、現場着が何時と指定され、その時間に合わせて出発した。」との申し立てであるが、資料によれば、一般貨物の運送においては、被災者の運行区間が毎日異なるため、午前の荷降ろし場所が遠方の場合には、午前1時の出発に、目的地が県内等近い場合には午前5時の出発にというように毎日始業時刻が異なる。

平成20年7月の例では、最も早い始業時刻が午前0時40分、最も遅い始業時刻が午前11時25分となっている。なお、終業時刻もばらつきはあるものの、当日で終了する場合には、17時から20時前後が多い(丙第15号証)。

このことは、運行管理者Cの申し立てるように「(被災者の)一般の貨物運送ですが、特に何の荷物を運ぶということはなくフリーの荷物でした。荷主によって、いつ積み込んだり、荷降ろしするか、まちまちでした。」ということが原因となっていると思われる(丙第5号証)。

b 勤務時間帯に深夜時間帯が多く含まれていたこと

被災者は、日勤の場合深夜時間帯の早朝に業務を開始することが多いほか、2日にわたる運行や夜間の搬入作業等もあり、記録によると、深夜労働を行ったと認められる日は、次のとおりと認められる(丙第号15証)。

平成20年 労働日 深夜労働日

1月	23日	14日
2月	27日	17日
3月	26日	14日
4月	28日	14日
5月	25日	13日
6月	26日	11日
7月	27日	19日
8月	23日	15日

ただし、請求人代理人等の申し立てにあるとおり、被災者は、他の労働者より1～2時間出勤が早く、点呼を受け次第出発して、荷降ろし場に早目について待機する習慣があり、深夜労働が多いのは、被災者側の事情ということもある。しかし、会社が高速道路走行を原則として認めていないことから、深夜早朝の道路が空いている時間帯に走行した方が早く目的地に到着すること、目的地が日々変わるため、荷降ろし場所や搬入等作業場所の地理が不案内になる危険を回避する必要があることなど理由があり、会社も早目の出発を認容して点呼にに応じていることから、被災者の習慣は特に批判されるものではない（甲第3号証、丙第7号証）。

なお、請求人側の申し立てにあるような早めに着いて休憩していると認められる時間については、当審査官は、労働時間集計においてチャート紙上認められる時間は休憩時間とみなした（丙第8号証）。

c 日勤勤務ながら、月のうち数回は、長距離運行が組み込まれ2日以上にわたる運行となっていたこと

平成20年の運行状況を運転日報等の記録から確認したところ、被災者は、原則として日勤の日帰り運行であるが、東北地方以外の地域や東北地方でも青森や秋田等への運行時には2日連続運行となっている。1月以降の2日連続運行は、次のとおりと認められる（丙第15号証）。

平成20年	回数	平成20年	回数
1月	3回	5月	5回
2月	5回	6月	4回
3月	5回	7月	5回
4月	2回	8月	2回

d 搬入等作業と一般の貨物運送が同じ勤務日に組まれていた事実があること

被災者は、前述のとおり搬入等作業の担当者でもあったが、請求人・妻の申し立てにあるとおり、搬入等作業を夜間に行った当日又は翌日に一般貨物運送を行っている日並びに夜間に連続して昼間に搬入等を行っている日を記録から確認したところ、次のとおり認められる（丙第15号証）。

平成20年	前後の一般貨物運行	搬入等作業関係
2月	19日・20日昼間	19日夜間
3月	4日・5日昼間	4日夜間
3月	10日昼間搬入	9日夜間
3月	31日・4月1日昼間	31日夜間
4月	9日昼間・10日搬入	9日夜間
4月	24日・25日昼間搬入	24日夜間
4月	30日昼間・5月1日搬入	30日夜間
5月	22日昼間搬入・23日昼間	22日夜間
6月	19日昼間	18日夜間
7月	10日・11日昼間	10日夜間
7月	29日・30日昼間搬入	29日夜間

e 平成20年7月の富山方面への運行後の状況

請求人・妻は、被災者は、3回目の富山行きである平成20年7月末の後には、「眠い、疲れたが口癖のようになっていました。」と、豪雨のあった富山までの運行を前後にして、被災者の心身の変化があったことを申し立てているので、富山まで運行前後の労働時間等を記録から確認すると、次のとおりである。（丙第1号証、丙第8号証）。

平成20年	拘束時間	労働時間	長距離区間
7月27日（日）	17：40	16：40	富山射水
28日（月）	18：00	12：05	富山射水
29日（火）	11：45（搬入）	9：45	
30日（水）	11：00（搬入）	10：00	

31日(木)	18:00(搬入)	16:00	青森鯨ヶ沢
8月1~2日(金)	23:05(搬入)	18:05	青森鯨ヶ沢
	(土)		

これを見ると、被災者は平成20年7月24日から8月2日までの1週間に、82時間35分労働し、1週間で42時間35分の時間外労働を行っている。また、労働大臣告示「自動車運転者の労働時間毎の改善のための基準」(以下、「改善基準」という。)で定められた、最大拘束時間16時間を超える日が4日間もあり、この期間には改善基準で定める最大休息期間8時間の十分な休息時間がとられていない事実が見受けられる。

なお、7月30日の乗務後点呼欄には、「寝不足」の記載がある。さらに、チャート紙を見れば、富山へ運行した2日間の運転は、下記のとおり記録がある。なお、この2日間の運行距離は、往復で981kmと認められる。

また、拘束時間のほかに、次のとおり1日の運転時間は、2日平均で9時間以内とする改善基準を超え、連続運転時間は4時間以内とする改善基準を超えている。とくに、7月28日については、前記の豪雨の影響あるともいえるが、ほとんど休憩をとることもなく連続11時間30分の運転で富山から帰って来るといふ異常な行動が確認される。このことは、請求人・父が「亡くなる前に富山に行ったのですが、一休みもしないで行ってきたと言っていました。」との証言とも一致する(乙第10号証)。

	拘束時間	労働時間	運転時間	最大連続運転時間
7月27日	17:40	16:40	11:30	5:30
7月28日	18:00	12:05	11:30	11:30

f 搬入等作業日

被災者の業務のうち、搬入等作業があった日数、そのうち単独で行った日は、下記のとおりである(丙第15号証)。

なお、搬入等作業日数は、前年度より月平均にして1日増加している(丙第6号証)。

平成20年	労働日数	搬入等作業日数	単独日数
-------	------	---------	------

1月	23日	2日	1日
2月	27日	4日	3日
3月	26日	11日	4日
4月	27日	12日	3日
5月	25日	7日	0日
6月	26日	11日	2日
7月	27日	8日	2日
8月	22日	8日	2日

平成20年月平均6.8日

平成19年月平均5.8日

(オ) 認定した出来事後の状況が持続する程度

a 仕事の量（労働時間等）の変化後の持続する状況

上記（イ）b（b）～（d）で認定した出来事の類型③「仕事の量・質の変化」に係る出来事後の出来事の持続する程度については、平成20年2月以降は、以下のとおりの程度であると認められる。

(a) 拘束時間は、毎月300時間を超え、時間外労働時間は、100時間を超える月が2月、3月、7月であり、90時間を超える月が4～6月、8月は盆休みがあっても70時間を超えているなど、恒常的な長時間労働が出来事以降にみられ、上記（エ）に列挙した長時間労働の要因となる問題点や深夜労働が持続していると認められる。

(b) 8月の盆過ぎから、被災者が亡くなる9月上旬までは、福島県いわき市方面の搬入作業等が集中して業務に組み込まれるようになり、仕事の密度が大幅に増加していたと認められる。

b 職場の支援・協力等の欠如の状況

上記（イ）cで認定した平成20年上半旬の後継者養成をめぐる問題は解消されないまま、8月の盆過ぎの搬入作業等の集中作業が行われていたと認められる。

カ 業務以外の心理的負荷に係る出来事

被災者の業務以外の心理的負荷については、監督署長は、私生活の領域に属することでもあり、調査の結果不明としている。

なお、会社役員Fは、被災者の母親のいここにあたるという縁戚の立場から、次のとおり申し立てている（丙第3号証）。

・ 被災者夫婦は、結婚後色麻町にある被災者の両親の家に同居していたが、嫁姑の問題があり、1年くらいで妻側の実家がある塩釜市

に転居した。

- ・平成21年春に被災者夫婦間の双子の子供が小学校に入学するのを機に色麻町の実家に戻るように、被災者の両親から言われていた。そのことで、被災者は、色麻町と塩釜市の板挟みになっていた。
- ・被災者は、死亡する前々日に上記の結論を言うために色麻町の家で家族で行ったが言い出せなかったのではないかと。

会社役員Fの申し立て内容は、判断指針の職場以外の心理的負荷評価表の②自分以外の家族・親族の出来事「親族とのつきあいで困ったり、辛い思いをしたことがあった」に該当するが、Fの証言内容を請求人・妻及び父ともに否定しており、遺書等も残されていないことから、出来事の本質は不明と言わざるを得ない（丙第1号証、丙第6号証）。

キ 個体側要因

被災者の個体側要因である①既往歴、②生活史、③アルコール等依存状況、④性格傾向については、原処分庁は調査の範囲から不明としているが、当審査官も、特に評価する事項は見当たらない。

ク 監督署長に対する医学的意見

専門部会は、監督署長に対して、要旨、次のとおり意見を述べている（乙第6号証）。

（ア）精神障害発病の有無

前記のとおり、平成20年8月頃に本件疾病を発病したとみなすのが妥当と考えられる。

（イ）業務要因の検討

業務による心理的負荷となる出来事としては、（1）平成20年1月分以降の給料が引き下げられ、下がった分は8月のボーナスで支給するという約束が、被災者の所属していた第1事業部の労働者に対して果たされなかったこと、（2）会社の会長や社長から挨拶もされず、上司のCからは日常的に厳しい口調で対応されたこと、を請求人・妻が申し立てている。

これらを指針における職場の心理的負荷評価表にあてはめると、出来事の類型④身分変化等に該当し、心理的負荷の強度は、「仕事上の差別不利益扱いを受けた」の「Ⅱ」に該当するが、同じ事業部に所属している社員がすべて該当したことから、「Ⅱ」を「Ⅰ」に修正し、⑥対人関係のトラブルも該当し、心理的負荷の強度は、「上司とのトラブルがあった」の「Ⅱ」に該当するが、わりと愛想の悪い社長であったことや、明らかに面と向かって無視をされていることではないこと、上司のCは、被災者に厳しく目くじらを立てているということではなく、誰に対して

も厳しく按している等から「Ⅱ」を「Ⅰ」に修正した。

さらに、出来事に伴う変化等については、自動車運送業ということで拘束時間が長い勤務、不規則な勤務、恒常的な長時間労働が認められた。よって、総合評価は「中」程度と判断する。

(ウ) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因については不明といわざるを得ない。

(オ) 以上のことから、業務による心理的負荷の総合評価は「中」程度であり、精神障害を発病させるおそれのある程度の心理的負荷とは認められないことから、本件は業務外として処理するのが適当である。

ケ 当審査官に対する医学的意見

当審査官は、本件審査請求の決定にあたり、審査資料をもとに、あらためて専門部会に意見を求めたところ、要旨、次のとおりの内容の意見書が提出された（丙第20号証）。

(ア) 精神障害発病の有無

被災者の精神障害発病の有無については、当部会が平成21年3月18日付で仙台労働基準監督署長に提出した意見書（以下「前意見書」という。）のとおりとする。

(イ) 業務要因の検討

a 前意見書において意見を述べた「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針（以下「判断指針」という。）における心理的評価表」にあてはめる被災者の発病おおむね6カ月前の出来事と評価結果を次のとおり修正する。

(a) 出来事の類型③仕事の量・質の変化

平成20年以降、東北地方以外の遠距離地域への運行が前年よりも増加して、月間走行距離も、前年度平均走行距離より増加している。

同年6月以降、この遠距離地域に往復1000Kmの富山県が加わり、同県の運行後、疲労を訴えるようになった。このことは、「勤務・拘束時間が長時間化する出来事が生じた」に該当し、平均的な心理負荷強度は「Ⅱ」と評価される。なお、同年2月以降、毎月100時間前後の時間外労働を行い、拘束時間も毎月300時間を超えていることから、恒常的な長時間労働の実態があったものと認められ、心理的負荷強度は、「Ⅲ」に修正できる。

次に、同年8月半ば以降、福島県いわき市方面におけるスーパーチェーンのショーケース搬入等の肉体作業が集中することとなり、責任者の立場にも就いていたことから、「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」に該当し、平均的な心理負荷強度は、

「Ⅱ」と評価される。なお、搬入等の作業の集中は、上記の恒常的な長時間労働のうちに行われたと認められ、心理的負荷強度は、「Ⅲ」に修正できる。

(b) 出来事の類型④身分等の変化

平成20年度以降の貸金の切り下げと、見返りとして約束されていたボーナスの不支給については、第一事業部所属労働者に限定されて行われたと認められ、「非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた」に該当し、平均的な心理的負荷は、「Ⅱ」と評価される。

(c) 出来事の類型⑥「対人関係のトラブル」

平成20年7月の出来事として、搬入等作業の後継者育成の要請に対する上司の否定的な対応については、「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」と評価される。

b 上記の出来事の状態が持続する程度による早坂勇希の心理的負荷の評価については、次のとおり修正する。

(a) 平成20年2月以降から発病するまでの間に、毎月100時間前後の恒常的な長時間労働が見られるうえ、毎月の始業・終業時刻が一定せず、拘束時間や労働時間も日々変動し、車中での仮眠を余儀なくされる2日にわたる運行や、深夜労働も多く見受けられ、十分な心身の疲労回復が困難な状況が持続していたと見受けられる。

(b) 一般乗務員と異なり、肉体労働と技術的な熟練が求められる搬入等作業も、かなりの程度労働に含まれ、同年8月半ば以降には、この作業も集中してきているが、後継者の確保といった会社の支援も受けられない状況も認められる。

(c) 以上を踏まえると、被災者に生じた出来事後の状態が持続する程度は、「相当程度過重」と認められる。

c 上記のa及びbの手順で検討した結果、出来事の心理的負荷は「Ⅲ」と認められ、出来事後の状態が持続する程度が「相当程度過重」と認められることから、被災者が受けた心理的負荷の強度を「強」と判断する。

(ウ) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価については、前意見書どおりであり、認められない。

(エ) 結論

被災者は、平成20年8月頃対象疾病の「うつ病」を発病し、その結果自殺したものである。

対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、同人には当該疾病を発病

させるおそれのある業務による強い負荷が認められる。

業務以外の心理的負荷及び個体側要因により発病したとは認められない。

以上のことから、被災者の発病とそれに伴う自殺については、業務上として処理するのが適当である。

(2) 結 論

判断指針に照らし、上記2の2の(1)で認定した事実に基づき、本件について判断すると、次のとおりである。

ア 対象疾病に該当する精神障害の発病

請求人に現れた症状について、専門部会は、本件疾病とみなすのが妥当とし、発病時期を平成20年8月頃と推定しているが、本件疾病は、判断指針における対象疾病に該当する。

請求人の心身の変化については、請求人・妻の申し立てによると、平成20年5月以降の体重の急激な減少や同年7月後半からの食欲不振等に認めることができるが、当審査官も、専門部会が判断根拠とした同年8月の盆明け以降の被災者の心身の変化が顕著であることから、遅くとも同年8月末までには、本件疾病に発病していたものと判断する。

イ 業務による心理的負荷の強度の評価

発病前おおむね6か月の間に、被災者に生じた出来事を判断指針の「別表1」により評価すると、次のとおりである。

(ア) 出来事の類型③仕事の量・質の変化

被災者の一般貨物運送の運行先は、平成20年以降、東北地方以外の遠距離地域が前年よりも増加して、月間走行距離も、前年度平均走行距離より増加している事実が認められる。また、遠距離地域には、往復約1000kmの富山県が加わり、同県への運行後、被災者は疲労を訴えるようになった。これらのことは、「勤務・拘束時間が長時間化する出来事が生じた」に該当し、平均的な心理負荷強度は「Ⅱ」と評価される。

なお、被災者は、同年2月以降、毎月100時間前後の時間外労働を行い、拘束時間も毎月300時間を超えることから、恒常的な長時間労働の実態があったものと認め、心理的負荷の強度を「Ⅲ」に修正する。

次に、被災者の発病時期とも重なるが、同年8月半ば以降、福島県いわき市方面におけるスーパーチェーンf関係の搬入等作業が被災者に集中するようになり、当該作業の責任者の立場にも就いていた。

このことは、「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」に該当し、平均的な心理負荷強度は「Ⅱ」と評価される。

なお、この時期の搬入等作業をみると、片道4時間の場所に移動した

後9時間以上の作業を行ったり、前日午後10時40分に終業し、翌日午前5時には始業を開始するなどの勤務実態も認められ、恒常的な長時間労働が解消されているとは認められないことから、心理的負荷の強度を「Ⅲ」に修正する。

(イ) 出来事の類型④身分等の変化

被災者の平成20年度以降の賃金の切り下げと見返りとして約束されていたボーナスの不支給については、同僚の証言からも認められ、会社の同僚全体ではなく、第一事業部所属労働者に限定されていることから、監督署長が認定したとおり「非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた」に該当すると判断して差支えないと考え、平均的な心理的負荷の強度を「Ⅱ」とする。ただし、監督署長は強度を「Ⅰ」に修正しているが、日常的に経験する一般的に問題とならない程度の心理的負荷とまでは評価できないので、強度は「Ⅱ」のままとする。

(ウ) 出来事の類型⑥「対人関係のトラブル」

平成20年7月の出来事として、被災者の搬入等作業の後継者育成の要請に対するE部長の否定的な対応については、「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」と評価される。

ウ 強度の総合評価

被災者には、上記のとおり、平成20年2月以降から発病するまでの間に、毎月100時間前後の恒常的な長時間労働がみられる。

また、この間の被災者の勤務実態をみると、毎日の始業、終業時刻が一定しないこと、1日の拘束時間や労働時間も日々変動していること、労働日の半分程度が深夜労働であること、日勤勤務でありながら、車中での仮眠を余儀なくされる2日にわたる運行が最大で月5回（延べ10日）程度組み込まれていたこと等の実態があり、被災者は、家庭において心身の疲労を回復し得る程度の睡眠時間を安定して確保できる状況になく、心身の疲労がかなりの程度蓄積されるような勤務実態にあったものと言わざるを得ない。

さらに、被災者は一般の乗務員とは異なり、運転とは別の肉体労働と技術的な熟練が求められる搬入等作業に、月平均7日程度従事していたものであり、平成20年8月半ば以降には、同作業が集中し、同作業の責任者の立場にもなった。しかも、正社員として搬入等作業を担当できる者は被災者のみであり、他の同僚は、定年後の再雇用者であり、遠からず引退していくことが明らかであるのに、後継者の確保という会社の支援も受けていない事情も認められる。

以上の事情を総合的に考慮したとき、被災者に生じた出来事後の状況が持続する程度は、「相当程度過重」と認められる。

したがって、上記のとおり、出来事の類型③仕事の量・質の変化に係る出来事において、被災者の心理的負荷の強度を「Ⅲ」と評価していることから、当審査官は、判断指針により、被災者の業務による心理的負荷の総合評価を「強」と判断する。

たしかに、被災者は、一般労働者と異なり労働時間の密度が少ないといわれる手空き時間が多い貨物自動車運転者に属し、過重性を判断するにあたり、長時間労働の質も考慮に入れる必要性もあるともいえるが、被災者にみられる上記のような勤務実態を見れば、被災者の労働の質を考慮しても、総合評価において結論は異なるものではない。

エ 業務以外の心理的負荷の評価

請求人の心理的負荷に問題となる程度の出来事は不明といわざるを得ない。

オ 個体側要因の評価

被災者に精神障害の既往歴はなく、生活史、アルコール依存状況、性格傾向とも被災者が精神障害を発病させるおそれのある程度の問題点は認められない。

カ 以上みたところによれば、被災者は、平成20年8月末までには判断指針で対象とされる本件疾病を発病していたものと考えられ、判断指針にしたがって、発病前おおむね6か月の間の出来事について評価を行ったところ、精神障害を発病させる恐れのある程度の心理的負荷を認められ、業務以外の出来事による心理的負荷は明らかとならず、かつ被災者の個体側要因も認められないことから、被災者に発病した本件疾病は、業務に起因したものと判断され、発病後の自殺についても、発病に伴う判断能力の減退や精神的な抑制力を欠いた異常心理の下で行われたものと推定され、業務起因性を認めて差し支えないものと判断する。

キ 以上のとおり、本件審査請求に係る被災者の疾病と、これによると推定される死亡については業務上の事由によるものと認められ、したがって、監督署長が請求人に対してなした遺族補償給付及び葬条料の不支給処分は妥当ではなく、取り消されるべきものである。

よって、主文のとおり決定する。

平成22年4月8日

宮城労働者災害補償保険審査官

白鳥 和宏

労災保険法では、労働基準法施行規則第35条、同規則別表第1の2第9号に該当する疾病「その他業務に起因することの明らかな疾病」を労災保険の対象としているが、精神障害については、下記判断指針によるものとしている。

記

心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針（概要）

平成11年9月14日基発第544号

改正平成21年4月6日基発第0406001号

1. 精神障害の業務上外の認定については、精神障害の発病の有無等を明らかにした上で、業務による心理的負荷、業務以外の心理的負荷及び固体側要因の各事項について具体的に療討し、それらと当該労働者に発病した精神障害との関連性について総合的に判断する必要がある。
なお、業務による心理的負荷の強度の評価については、労働者災害補償保険制度の性格上、本人がその心理的負荷をどう受け止めたかではなく、多くの人々が一般的にはどう受け止めるのかという客観的な基準によって評価する。
2. 判断指針における対象疾病については、原則として国際疾病分類第10回修正（以下「ICD-10」という。）第V章「精神および行動障害」に分類される精神障害とする。
3. 判断要件については、次の（1）、（2）及び（3）の要件のいずれも満たす精神障害は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する疾病として取り扱う。
 - （1）対象疾病に該当する精神障害を発病していること。
 - （2）対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められること。
 - （3）業務以外の心理的負荷及び固体側要因により当該精神障害を発病したとは認められないこと。
4. 業務による心理的負荷の強度の評価については、当該心理的負荷の原因となった出来事及びその出来事後の状況が持続する程度について総合的に検討する必要がある
そのため、別表1「職場における心理的負荷評価表」（以下「別表1」と

いう。)を指標として用いることとする。

なお、別表1については、平成21年4月6日付け基発第0406001号によって示された改正版によるものとする。

(1) 出来事の心理的負荷の評価

精神障害の発病前おおむね6か月の間に、当該精神障害の発病に関与したと考える業務による「出来事」としてどのようなものがあったのかを具体的に把握し、その出来事の平均的な心理的負荷の強度を、職場において通常起こり得る出来事を一般化した別表1の(1)の欄の「具体的出来事」に該当するかを判断して平均的な心理的負荷の強度を、「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」のいずれかに評価する。さらに、出来事の発生以前から続く恒常的な長時間労働を行っている状態等が認められる場合には、別表1の(2)の欄に掲げる視点に基づいて、平均的な心理的負荷の強度の評価を修正する。

(2) 出来事後の状況が持続する程度による心理的負荷の評価

業務による「出来事」が起こった後、別表1の(3)欄の各項目に基き、出来事後の心理的負荷がどの程度持続し、拡大あるいは改善したかについて検討する。

具体的には、次のイからへに基づき、出来事後の状況が持続する程度による心理的負荷の評価に当たり考慮すべき点があるか否か検討する。

- イ 仕事の量(労働時間等)の変化後の持続する状況
- ロ 仕事の質の変化後の持続する状況
- ハ 仕事の責任の変化後の持続する状況
- ニ 仕事の裁量性の欠如
- ホ 職場の物的、人的環境の変化後の持続する状況
- ヘ 職場の支援・協力等の欠如の状況

(3) 業務による心理的負荷の強度の総合評価

前記(1)及び(2)の手順で検討した「出来事」及び「出来事後の状況が持続する程度」の心理的負荷を総合評価して「弱」、「中」、「強」のいずれと認められるか判断するとし、「強」と認められれば精神障害を発病させるおそれがある程度の心理的負荷とする。

なお、判断指針では、「強」であると認められる程度の心理的負荷とは、次の場合を言うとしている。

- ① 別表1の(2)欄により修正された心理的負荷の強度が「Ⅲ」と評価され、かつ、別表1の(3)欄の評価が相当程度過重と認められるとき。なお、「相当程度過重」とは同種の労働者と比較して業務内容が困

難で、業務量も過大である等が認められる状態をいう。

- ② 別表1の(2)欄により修正された心理的負荷の強度が「Ⅱ」と評価され、かつ、別表1の(3)欄による評価が特に過重であると評価されるとき。なお、「特に過重」とは、同種の労働者と比較して業務内容が困難で、恒常的な長時間労働が認められ、かつ、過大な責任の発生、支援・協力の欠如等、特に困難な状態が認められる状態をいう。

(4) 特別な出来事等の総合評価

次の特別な出来事等が認められる場合には総合評価を「強」とすることができる。

イ 心理的負荷が極度のもの

別表1の(2)欄で修正された心理的負荷の強度が「Ⅲ」と評価される出来事のうち、生死に関わる事故への遭遇等心理的負荷が極度のもの

- ロ 業務上の傷病により6か月を超えて療養中の者に発病した精神障害業務上の傷病によりおおむね6か月を越える期間にわたって療養中の者に発病した精神障害で、病状が急変し極度の苦痛を伴った場合など上記アに準ずる程度のものと認められるもの

ハ 極度の長時間労働

極度の長時間労働、例えば数週間にわたり生理的に必要な最小限の睡眠時間を確保できないほどの長時間労働により、心身の極度の疲弊、消耗を来し、それ自体がうつ病等の発病原因となるおそれのあるもの

(5) 別表2「職場以外の心理的負荷評価表」(以下「別表2」という。)

により、別表1と同様に評価し心理的負荷の強度「Ⅲ」に該当する出来事が認められる場合には、その出来事による心理的負荷が客観的に精神障害を発病させるおそれのある程度のもものと認められるか否かについて検討する。

なお、別表2については、平成21年4月6日付け基発第0406001号によって示された改正版によるものとする。

- (6) 次の事項に考慮すべき点が認められ、それらが精神障害を発病させるおそれがある程度のもものと認められるか否かについて検討することとされている。

- ①精神障害等の既往歴、②生活史(社会適応状況)、③アルコール等依存状況、④性格傾向

(参考)

I C D - 1 0 第V章「精神および行動の障害」分類

F 0	症状性を含む器質性精神障害
F 1	精神作用物質使用による精神及び行動の障害
F 2	統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害
F 3	気分（感情）障害
F 4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
F 5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
F 6	成人のパーソナリティ及び行動の障害
F 7	精神遅滞〔知的障害〕
F 8	心理的発達障害
F 9	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害、特定不能の精神障害

基 発 第 545 号
平成11年9月30日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

精神障害による自殺の取扱いについて

労働者災害補償保険法第12条の2の2第1項の「故意」については、昭和40年7月31日付基発第901号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の施行について」により、結果の発生を意図した故意であると解釈してきたところであるが、このことに関し、精神障害を有するものが自殺した場合の取扱いについては下記のとおりとするので、今後遺漏のないようされたい。

記

業務上の精神障害によって、正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で自殺が行われたと認められる場合には、結果の発生を意図した故意には該当しない。

この謄本は原本と相違ないことを認証する。

平成22年4月8日

宮城労働者災害補償保険審査官

基 発 第 5 4 4 号
平成11年9月14日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について

心理的負荷による精神障害等に係る労災請求事案については、最近増加傾向にあることから、その迅速、適正な業務上外の認定を図るため、平成10年2月から「精神障害等の労災認定に係る専門検討会」において検討してきたところであるが、今般、検討結果報告書が取りまとめられ、これに基づき別添の判断指針を策定したので、今後の取扱いに適正を期されたい。

別添

心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針

第1 基本的考え方について

心理的負荷による精神障害の業務上外の判断に当たっては、精神障害の発病の有無、発病の時期及び疾患名を明らかにすることはもとより、当該精神障害の発病に関与したと認められる業務による心理的負荷の強度の評価が重要である。その際、労働者災害補償保険制度の性格上、本人がその心理的負荷の原因となった出来事をどのように受け止めたかではなく、多くの人々が一般的にはどう受け止めるかという客観的な基準によって評価する必要がある。

また、業務以外の心理的負荷についても同様に評価する必要がある。

さらに、個体側要因についても評価されなければならない。精神障害の既往歴が認められる場合や、生活史（社会適応状況）、アルコール等依存状況、性格傾向等に特に問題が認められる場合は、個体側要因（心理面の反応性、脆弱性）が大きいとされている。

以上のことから、労災請求事案の処理に当たっては、まず、精神障害の発病の有無等を明らかにした上で、業務による心理的負荷、業務以外の心理的負荷及び個体側要因の各事項について具体的に検討し、それらと当該労働者に発病した精神障害との関連性について総合的に判断する必要がある。

第2 対象疾病について

本判断指針で対象とする疾病（以下「対象疾病」という。）は、原則として国際疾病分類第10回修正（以下「ICD-10」という。）第V章「精神および行動の障害」に分類される精神障害とする。

なお、いわゆる心身症は、本判断指針における精神障害には含まれない。

第3 判断要件について

次の(1)、(2)及び(3)の要件のいずれをも満たす精神障害は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する疾病として取り扱う。

- (1) 対象疾病に該当する精神障害を発病していること。
- (2) 対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められること。

- (3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により当該精神障害を発病したとは認められないこと。

第4 判断要件の運用について

労災請求事案の業務上外の判断は、まず、後記1により精神障害の発病の有無等を明らかにし、次に後記2から4までの事項について検討を加えた上で、後記5に基づき行う。

なお、具体的な検討に当たっては、客観的な判断がなされる必要があることから、複数の専門家による合議等によって行う。

1 精神障害の判断等

(1) 精神障害の発病の有無等の判断

精神障害の発病の有無、発病時期及び疾患名の判断に当たっては、ICD-10作成の専門家チームによる「臨床記述と診断ガイドライン」（以下「ICD-10診断ガイドライン」という。）に基づき、治療経過等の関係資料、家族、友人、職場の上司、同僚、部下等（以下「関係者」という。）からの聴取内容、産業医の意見、業務の実態を示す資料、その他の情報から得られた事実関係により行う。

なお、精神障害の治療歴の無い事案については、関係者からの聴取内容等を偏りなく検討し、ICD-10診断ガイドラインに示されている診断基準を満たす事実が認められる場合、あるいはその事実が十分に確認できなくても種々の状況から診断項目に該当すると合理的に推定される場合には、当該疾患名の精神障害が発病したものとして取り扱う。

(2) 業務との関連で発病する可能性のある精神障害

対象疾病のうち主として業務に関連して発病する可能性のある精神障害は、参考に示したICD-10のF0からF4に分類される精神障害である。

なお、このうちF0及びF1に分類される精神障害については、既に示された他の認定基準等により、頭部外傷、脳血管障害、中枢神経変性疾患等器質性脳疾患の業務起因性を判断した上で、その併発疾病等として認められるか否かを個別に判断する。

2 業務による心理的負荷の強度の評価

業務による心理的負荷の強度の評価に当たっては、当該心理的負荷の原因と

なった出来事及びその出来事に伴う変化等について総合的に検討する必要がある。そのため、別表1「職場における心理的負荷評価表」(以下「別表1」という。)を指標として用いることとする。

別表1は、出来事及びその出来事に伴う変化等をより具体的かつ客観的に検討するため、

- ① 当該精神障害の発病に関与したと認められる出来事が、一般的にはどの程度の強さの心理的負荷と受け止められるかを判断する「(1)平均的な心理的負荷の強度」の欄
 - ② 出来事の個別の状況を斟酌し、その出来事の内容等に即して心理的負荷の強度を修正するための「(2)心理的負荷の強度を修正する視点」の欄
 - ③ 出来事に伴う変化等はその後どの程度持続、拡大あるいは改善したかについて評価するための「(3)出来事に伴う変化等を検討する視点」の欄
- から構成されている。

業務による心理的負荷の強度の評価は、まず①及び②により当該精神障害の発病に関与したと認められる出来事の強度が「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」のいずれに該当するかを評価する。

なお、この心理的負荷の強度「Ⅰ」は日常的に経験する心理的負荷で一般的に問題とならない程度の心理的負荷、心理的負荷の強度「Ⅲ」は人生の中でまれに経験することもある強い心理的負荷、心理的負荷の強度「Ⅱ」はその中間に位置する心理的負荷である。

次に、③によりその出来事に伴う変化等に係る心理的負荷がどの程度過重であったかを評価する。その上で出来事の心理的負荷の強度及びその出来事に伴う変化等に係る心理的負荷の過重性を併せて総合評価(「弱」、「中」、「強」)することとするが、具体的には以下の手順により行う。

なお、上記②及び③を検討するに当たっては、本人がその出来事及び出来事に伴う変化等を主観的にどう受け止めたかではなく、同種の労働者が、一般的にどう受け止めるかという観点から検討されなければならない。ここで「同種の労働者」とは職種、職場における立場や経験等が類似する者をいう。

(1) 出来事の心理的負荷の評価

精神障害発病前おおむね6か月の間に、当該精神障害の発病に関与したと

考えられる業務によるどのような出来事があったのか、その出来事の心理的負荷の強度はどの程度と評価できるかについて、次のイ及びロの手順により検討を行う。

イ 出来事の平均的な心理的負荷の強度の評価

別表1の「出来事の類型」に示した「具体的出来事」は、職場において通常起こり得る多種多様な出来事を一般化したものである。そのため、労災請求事案ごとに、発病前おおむね6か月の間に、当該精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事としてどのような出来事があったのかを具体的に把握し、その出来事が別表1の(1)の欄のどの「具体的出来事」に該当するかを判断して平均的な心理的負荷の強度を「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」のいずれかに評価する。なお、「具体的出来事」に合致しない場合には、どの「具体的出来事」に近いかを類推して評価する。

ロ 出来事の平均的な心理的負荷の強度の修正

出来事の平均的な心理的負荷の強度は、別表1の(1)の欄により評価するが、その出来事の内容等によってはその強度を修正する必要がある。そのため、出来事の具体的内容、その他の状況等を把握した上で、別表1の(2)に掲げる視点に基づいて、上記イにより評価した「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」の位置付けを修正する必要があるかを検討する。

なお、出来事の発生以前から続く恒常的な長時間労働、例えば所定労働時間が午前8時から午後5時までの労働者が、深夜時間帯に及ぶような長時間の時間外労働を度々行っているような状態等が認められる場合には、それ自体で、別表1の(2)の欄による心理的負荷の強度を修正する。

(2) 出来事に伴う変化等による心理的負荷の評価

その出来事に伴う変化等に係る心理的負荷がどの程度過重であったかを評価するため、出来事に伴う変化として別表1の(3)の欄の各項目に基づき、出来事に伴う変化等はその後どの程度持続、拡大あるいは改善したかについて検討する。具体的には次のイからへに基づき、出来事に伴う変化等による心理的負荷の評価に当たり考慮すべき点があるか否か検討する。

イ 仕事の量（労働時間等）の変化

恒常的な長時間労働は精神障害の準備状態を形成する要因となる可能性

が高いとされていることから、上記(1)のロに示した恒常的な長時間労働が認められる場合には十分に考慮する。

なお、仕事の量の変化は基本的には労働時間の長さ等の変化によって判断するが、仕事の密度等の変化が過大なものについても考慮する。

ロ 仕事の質の変化

職種の変更、仕事の内容の大きな変化、一般的に求められる適応能力を超えた要求等その変化が通常予測される変化と比べて過大であると認められるものについて考慮する。

ハ 仕事の責任の変化

事業場内で通常行われる昇進に伴う責任の変化等通常の前任の責任の増大を大きく超える責任の増大について考慮する。

ニ 仕事の裁量性の欠如

単調で孤独な繰り返し作業等仕事の遂行についての裁量性が極端に欠如すると考えられる場合について考慮する。

ホ 職場の物的、人的環境の変化

騒音、暑熱等物理的負荷要因等の多くが、その身体的作用のみでなく、同時に不快感を起し、心理的的刺激作用として働き、精神疲労を引き起こすことがあるとされているので、これらが著しい場合について考慮する。

職場における人間関係から生じるトラブル等通常の前任の心理的負荷を大きく超えるものについて考慮する。

ヘ 支援・協力等の有無

事業場が講じた支援、協力等は、心理的負荷を緩和させる上で重要な役割を果たすとされているので、出来事に対処するため、仕事のやり方の見直し改善、応援体制の確立、責任の分散等上司、同僚等による必要な支援、協力がなされていたか等について検討し、これらが十分でない場合に考慮する。

(3) 業務による心理的負荷の強度の総合評価

業務による心理的負荷の強度の総合評価は、前記(1)及び(2)の手順によって評価した心理的負荷の強度の総体が、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある程度の心理的負荷と認められるか否かについて行う。

なお、「客観的に精神障害を発病させるおそれのある程度の心理的負荷」とは、別表1の総合評価が「強」と認められる程度の心理的負荷とする。ここで「強」と認められる心理的負荷とは次の場合をいう。

① 別表1の(2)の欄に基づき修正された心理的負荷の強度が「Ⅲ」と評価され、かつ、別表1の(3)の欄による評価が相当程度過重であると認められるとき（「相当程度過重」とは、別表1の(3)の欄の各々の項目に基づき、多方面から検討して、同種の労働者と比較して業務内容が困難で、業務量も過大である等が認められる状態をいう。）。

② 別表1の(2)の欄により修正された心理的負荷の強度が「Ⅱ」と評価され、かつ、別表1の(3)の欄による評価が特に過重であると認められるとき（「特に過重」とは、別表1の(3)の欄の各々の項目に基づき、多方面から検討して、同種の労働者と比較して業務内容が困難であり、恒常的な長時間労働が認められ、かつ、過大な責任の発生、支援・協力の欠如等特に困難な状況が認められる状態をいう。）。

(4) 特別な出来事等の総合評価

業務による心理的負荷の強度は、基本的には上記(3)により総合評価されるが、次のイ、ロ及びハの事実が認められる場合には、上記(3)にかかわらず総合評価を「強」とすることができる。

イ 心理的負荷が極度のもの

別表1の(2)の欄に基づき修正された心理的負荷の強度が「Ⅲ」と評価される出来事のうち、生死に関わる事故への遭遇等心理的負荷が極度のもの

ロ 業務上の傷病により6か月を超えて療養中の者に発病した精神障害

業務上の傷病によりおおむね6か月を超える期間にわたって療養中の者に発病した精神障害については、病状が急変し極度の苦痛を伴った場合など上記イに準ずる程度のものと認められるもの

ハ 極度の長時間労働

極度の長時間労働、例えば数週間にわたり生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの長時間労働により、心身の極度の疲弊、消耗を来し、それ自体がうつ病等の発病原因となるおそれのあるもの

3 業務以外の心理的負荷の強度の評価

業務以外の心理的負荷の強度は、発病前おおむね6か月の間に起きた客観的に一定の心理的負荷を引き起こすと考えられる出来事について、別表2「職場以外の心理的負荷評価表」（以下「別表2」という。）により評価する。

別表2に示した出来事は、業務以外の日常生活において通常起こり得る多種多様の出来事を一般化したものであるため、個々の事案ごとに各々の出来事などの「具体的出来事」に該当するかを判断して心理的負荷の強度を評価する。また、「具体的出来事」に合致しない場合は、どの「具体的出来事」に近いかを類推して評価する。

なお、別表2においても別表1と同様、出来事の具体的内容等を勘案の上、その平均的な心理的負荷の強度を変更し得るものである。別表2で示した心理的負荷の強度「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」は、別表1で示したものと同程度の強度のものである。

収集された資料により、別表2に示された心理的負荷の強度が「Ⅲ」に該当する出来事が認められる場合には、その具体的内容を関係者からできるだけ調査し、その出来事による心理的負荷が客観的に精神障害を発病させるおそれのある程度のもものと認められるか否かについて検討する。

4 個体側要因の検討

次の(1)から(4)に示す事項に個体側要因として考慮すべき点が認められる場合は、それらが客観的に精神障害を発病させるおそれのある程度のもものと認められるか否かについて検討する。

(1) 既往歴

精神障害の既往歴が認められる場合には、個体側要因として考慮する。また、治療のための医薬品による副作用についても考慮する。

(2) 生活史（社会適応状況）

過去の学校生活、職業生活、家庭生活等における適応に困難が認められる場合には、個体側要因として考慮する。

(3) アルコール等依存状況

アルコール依存症とは診断できないまでも、軽いアルコール依存傾向でも身体的に不眠、食欲低下、自律神経症状が出たり、逃避的、自棄的衝動から自殺行動に至ることもあるとされているので、個体側要因として考慮する。

過度の賭博の嗜好等破滅的行動傾向も同様に考慮する。

(4) 性格傾向

性格特徴上偏りがあると認められる場合には、個体側要因として考慮する。

ただし、それまでの生活史を通じて社会適応状況に特別の問題がなければ、個体側要因として考慮する必要はない。

5 業務上外の判断に当たっての考え方

精神障害は、業務による心理的負荷、業務以外の心理的負荷及び個体側要因が複雑に関連して発病するとされていることから、前記1により精神障害の発病が明らかになった場合には、前記2、3及び4の各事項について各々検討し、その上でこれらと当該精神障害の発病との関係について総合判断する。具体的には、次の場合に分けて判断する。

(1) 業務以外の心理的負荷、個体側要因が特段認められない場合

調査の結果、業務による心理的負荷以外には特段の心理的負荷、個体側要因が認められない場合で、前記2による検討において別表1の総合評価が「強」と認められるときには、業務起因性があると判断して差し支えない。

(2) 業務以外の心理的負荷、個体側要因が認められる場合

調査の結果、業務による心理的負荷以外に特段の心理的負荷、個体側要因が認められる場合には、前記2による検討において別表1の総合評価が「強」と認められる場合であっても、前記3、4の検討結果を併せて総合評価し、第3の(2)及び(3)の要件のいずれをも満たすか否かについて判断する。

なお、業務による心理的負荷以外に特段の心理的負荷、個体側要因が認められる場合の判断の考え方は、次のイ及びロのとおりである。

イ 業務による心理的負荷と業務以外の心理的負荷との関係

判断指針の別表1の総合評価が「強」と認められる場合であって、判断指針の別表2による心理的負荷の強度が「Ⅲ」に該当する出来事が認められる場合には、当該業務以外の出来事の内容を関係者からできるだけ具体的に調査し、業務による心理的負荷と業務以外の心理的負荷の関係について検討を行う必要がある。この場合、一般的には、強度「Ⅲ」に該当する業務以外の心理的負荷が極端に大きかったり、強度「Ⅲ」に該当する出来事が複数認められる等業務以外の心理的負荷が精神障害発病の有力な原因

となったと認められる状況がなければ業務起因性があると判断して差し支えない。

ロ 業務による心理的負荷と側要因との関係

判断指針の別表1の総合評価が「強」と認められる場合であって、側要因に問題が認められる場合には、上記イの場合と同様、業務による心理的負荷と側要因の関係について検討を行う必要がある。この場合、一般的には、精神障害の既往歴や生活史、アルコール等依存状況、性格傾向に顕著な問題が認められ、その内容、程度等から側要因が精神障害発病の有力な原因となったと認められる状況がなければ業務起因性があると判断して差し支えない。

6 調査に当たっての留意事項

調査は、業務による心理的負荷の内容、程度のほか業務以外の心理的負荷の内容、程度、さらには側要因について調査を要する。その際、調査の性格から、プライバシーに触れざるを得ないこともあり、調査に当たってはその保護に十分配慮する必要がある。

第5 治ゆ等

心理的負荷による精神障害にあつては、その原因を取り除き、適切な療養を行えば全治する場合が多い。その際、療養期間の目安を一概に示すことは困難であるが、業務による心理的負荷による精神障害にあつては、精神医学上一般的には6か月から1年程度の治療で治ゆする例が多いとされている。

また、業務上の精神障害が治ゆした後再び精神障害が発病した場合については、発病のたびにその時点での業務による心理的負荷、業務以外の心理的負荷及び側要因を各々検討し、業務起因性を判断することとする。

第6 自殺の取扱い

1 精神障害による自殺

ICD-10のF0からF4に分類される多くの精神障害では、精神障害の病態としての自殺念慮が出現する蓋然性が高いと医学的に認められることから、業務による心理的負荷によってこれらの精神障害が発病したと認められる者が自殺を凶った場合には、精神障害によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されてい

る状態で自殺が行われたものと推定し、原則として業務起因性が認められる。

ただし、上記の精神障害と認められる事案であっても、発病後治療等が行われ相当期間経過した後の自殺については、治ゆの可能性やその経過中での業務以外の様々な心理的負荷要因の発生の可能性があり、自殺が当該疾病の「症状」の結果と認められるかどうかは、さらに療養の経過、業務以外の心理的負荷要因の内容等を総合して判断する必要がある。

なお、上記以外の精神障害にあつては、必ずしも一般的に強い自殺念慮を伴うとまではいえないことから、当該精神障害と自殺の関連について検討を行う必要がある。

2 遺書等の取扱い

遺書等の存在については、それ自体で正常な認識、行為選択能力が著しく阻害されていなかったと判断することは必ずしも妥当ではなく、遺書等の表現、内容、作成時の状況等を把握の上、自殺に至る経緯に係る一資料として評価するものである。

(参考)

I C D - 1 0 第V章 「精神および行動の障害」 分類

F 0	症状性を含む器質性精神障害
F 1	精神作用物質使用による精神および行動の障害
F 2	精神分裂病、分裂病型障害および妄想性障害
F 3	気分 [感情] 障害
F 4	神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
F 5	生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
F 6	成人の人格および行動の障害
F 7	知的障害 (精神遅滞)
F 8	心理的発達の障害
F 9	小児<児童>期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害、 詳細不詳の精神障害

(別表 1)

職場における心理的負荷評価表

出来事の種類	(1) 平均的な心理的負荷の強度			(2) 心理的負荷の強度を修正する視点		(3) 出来事に伴う変化等を検討する視点		総合評価			
	具体的出来事	心理的負荷の強度			修正する際の着眼事項		出来事に伴う問題、変化への対処等		弱	中	強
		I	II	III							
① 事故や災害の体験	大きな病気やケガをした			☆	被災の程度、後遺障害の有無・程度、社会復帰の困難性等	○仕事の量（労働時間等）の変化 ・所定外労働、休日労働の増加の程度 ・仕事密度の増加の程度 ○仕事の質・責任の変化 ・仕事の内容・責任の変化の程度、経験、適応能力との関係等 ○仕事の裁量性の欠如 ・他律的な労働、強制性等 ○職場の物的・人的環境の変化 ・騒音、暑熱、多湿、寒冷等の変化の程度 ・職場の人間関係の変化 ○会社の講じた支援の具体的内容・実施時期等 ・訴えに対する対処、配慮の状況等 ○その他(1)の出来事に派生する変化					
	悲惨な事故や災害の体験（目撃）をした		☆		事故や被害の大きさ、恐怖感、異常性の程度等						
② 仕事の失敗、過重な責任の発生等	交通事故（重大な人身事故、重大事故）を起こした			☆	事故の大きさ、加害の程度、処罰の有無等						
	労働災害（重大な人身事故、重大事故）の発生に直接関与した			☆	事故の大きさ、加害の程度、処罰の有無等						
	会社にとっての重大な仕事上のミスをした			☆	失敗の大きさ・重大性、損害等の程度、ペナルティの有無等						
	会社で起きた事故（事件）について、責任を問われた		☆		事故の内容、関与・責任の程度、社会的反響の大きさ、ペナルティの有無等						
	ノルマが達成できなかった		☆		ノルマの内容、困難性・強制性・達成率の程度、ペナルティの有無、納期の変更可能性等						
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった		☆		プロジェクト内での立場、困難性の程度、能力と仕事内容のギャップの程度等						
③ 仕事の量・質の変化	顧客とのトラブルがあった	☆			顧客の位置付け、会社に与えた損害の内容、程度等						
	仕事内容・仕事量の大きな変化があった		☆		業務の困難度、能力・経験と仕事内容のギャップの程度等						
	勤務・拘束時間が長時間化した		☆		変化の程度等						
	勤務形態に変化があった	☆			交替制勤務、深夜勤務等変化の程度等						
	仕事のペース、活動の変化があった	☆			変化の程度、強制性等						
④ 身分の変化等	職場のOA化が進んだ	☆			研修の有無、強制性等						
	退職を強要された			☆	解雇又は退職強要の経過等、強要の程度、代償措置の内容等						
	出向した		☆		在籍・転籍の別、出向の理由・経過、不利益の程度等						
	左遷された		☆		左遷の理由、身分・職種・職制の変化の程度等						

	仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	☆	差別、不利益の程度等
⑤ 役割・地位等の変化	転勤をした	☆	職種、職務の変化の程度、転居の有無、単身赴任の有無等
	配置転換があった	☆	職種、職務の変化の程度、合理性の有無等
	自分の昇格・昇進があった	☆	職務・責任の変化の程度等
	部下が減った	☆	業務の変化の程度等
	部下が増えた	☆	教育・指導・管理の負担の程度等
⑥ 対人関係のトラブル	セクシュアルハラスメントを受けた	☆	セクシュアルハラスメントの内容、程度等
	上司とのトラブルがあった	☆	トラブルの程度、いじめの内容、程度等
	同僚とのトラブルがあった	☆	トラブルの程度、いじめの内容、程度等
	部下とのトラブルがあった	☆	トラブルの程度、いじめの内容、程度等
⑦ 対人関係の変化	理解してくれていた人の異動があった	☆	
	上司が変わった	☆	
	昇進で先を越された	☆	
	同僚の昇進・昇格があった	☆	

- (注) ・ (1)の具体的出来事の平均的な心理的負荷の強度は☆で表現しているが、この強度は平均値である。また、心理的負荷の強度Ⅰは日常的に経験する心理的負荷で一般的に問題とならない程度の心理的負荷、心理的負荷の強度Ⅲは人生の中でまれに経験することもある強い心理的負荷、心理的負荷の強度Ⅱはその中間に位置する心理的負荷である。
- ・ (2)の「心理的負荷の強度を修正する視点」は、出来事の具体的態様、生じた経緯等を把握した上で、「修正する際の着眼事項」に従って平均的な心理的負荷の強度をより強くあるいはより弱く評価するための視点である。
 - ・ (3)「出来事に伴う変化等を検討する視点」は、出来事に伴う変化等がその後どの程度持続、拡大あるいは改善したのかについて具体的に検討する視点である。各項目は(1)の具体的出来事ごとに各々評価される。
 - ・ 「総合評価」は、(2)及び(3)の検討を踏まえた心理的負荷の総体が客観的にみて精神障害を発病させるおそれのある程度の心理的負荷であるか否かについて評価される。

(別表2)

職場以外の心理的負荷評価表

出来事の種類	具体的出来事	心理的負荷の強度		
		I	II	III
① 自分の出来事	離婚又は夫婦が別居した			☆
	自分が重い病気やケガをした又は流産した			☆
	自分が病気やケガをした		☆	
	夫婦のトラブル、不和があった	☆		
	自分が妊娠した	☆		
	定年退職した	☆		
② 自分以外の家族・ 親族の出来事	配偶者や子供、親又は兄弟が死亡した			☆
	配偶者や子供が重い病気やケガをした			☆
	親類の誰かで世間的にまずいことをした人が出た			☆
	親族とのつきあいで困ったり、辛い思いをしたことがあった		☆	
	家族が婚約した又はその話が具体化した	☆		
	子供の入試・進学があった又は子供が受験勉強を始めた	☆		
	親子の不和、子供の問題行動、非行があった	☆		
	家族が増えた（子供が産まれた）又は減った（子供が独立して家を離れた）	☆		
	配偶者が仕事を始めた又は辞めた	☆		
③ 金銭関係	多額の財産を損失した又は突然大きな支出があった			☆
	収入が減少した		☆	
	借金返済の遅れ、困難があった		☆	
	住宅ローン又は消費者ローンを借りた	☆		
④ 事件、事故、災害 の体験	天災や火災などにあった又は犯罪に巻き込まれた			☆
	自宅に泥棒が入った		☆	
	交通事故を起こした		☆	
	軽度の法律違反をした	☆		
⑤ 住環境の変化	騒音等、家の周囲の環境（人間環境を含む）が悪化した		☆	
	引越した		☆	
	家屋や土地を売買した又はその具体的な計画が持ち上がった	☆		
	家族以外の人（知人、下宿人など）と一緒に住むようになった	☆		
⑥ 他人との人間関係	友人、先輩に裏切られショックを受けた		☆	
	親しい友人、先輩が死亡した		☆	
	失恋、異性関係のもつれがあった		☆	
	隣近所とのトラブルがあった		☆	

(注) 心理的負荷の強度 I から III は、別表 1 と同程度である。